

中国地方反原発反火電等住民運動市民運動連絡会議に対する回答

「島根原発事故時における実効性のある避難計画が策定されるまで再稼働を了解しないでほしい。」との要請ですが、

(再稼働判断)

まず、島根原発2号機の再稼働については、原子力規制委員会の設置変更許可後、国から、安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策等について十分に説明を受けた上で、県議会をはじめ、住民の方々も参加する安全対策協議会、原子力専門家である原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聴き、総合的に判断していく考えです。

また、避難計画について、

(避難所運営マニュアル)

避難所運営マニュアルの策定が未実施の自治体があるとのこと指摘ですが、

避難所運営などは自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」等で具体的に示していることから、避難所運営マニュアルが策定されていない自治体においても避難住民を受入れいただくことは可能と考えています。

(感染症対策)

また、避難所運営マニュアルに感染症対策が反映されていないとのこと指摘についてですが、

原子力災害時の感染症対策については、本年3月、「原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアル」を作成したところであり、感染症流行下で原子力災害が発生した場合には、「避難所運営マニュアル」等とあわせ、この感染症マニュアルを活用することにより、対応いただけるものと考えています。

(広域避難に関する連携・実行体制)

次に、避難先である岡山・広島両県との連携に関するご指摘について、

岡山、広島両県とは、「原子力災害時における広域避難に関する協定」を締結する以前から、両県市町村への避難受入に関する説明会や、原子力防災訓練など様々な機会を通じて、連携を図る取り組みを行ってきたところであり、引き続き、原子力防災に対するご理解をいただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

(東海第二原子力発電所の判決)

次に、東海第二原子力発電所に係る運転差し止め判決についてですが、

同判決では、関係自治体の避難計画の「策定状況」や、策定済の県の計画についても問題を指摘されているものと認識していますが、島根県の場合、避難計画は原発から 30 km 圏内の全自治体で策定済であり、また、判決で指摘のあった避難計画のような問題はないものと考えています。

(実効性ある避難計画)

いずれにしても、避難計画に関しては、災害時の避難に必要な事項があらかじめ定められた内容になっているか、また、災害時にその計画どおりに避難できるのかという観点が重要と考えており、その実効性を向上させるための取組を継続して進めているところであります。